

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

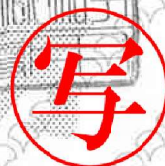
氏名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年11月30日

許可の有効年月日 令和 9年11月29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面の通り）

- 薬注固化：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (以上8種類)
- 脱水：汚泥 (以上1種類)
- 油水分離・生物処理（メタン発酵、活性汚泥処理）・中和・脱水・乾燥：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上5種類)
- 破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上4種類)
- 破碎・分離：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上8種類)
- 破碎・圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上3種類)
- 圧縮：金属くず (以上1種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

- (1) 東京都江東区新砂三丁目11番7号
- (2) 東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号
- (3) 東京都江戸川区篠崎町二丁目23番3号

3 許可の条件

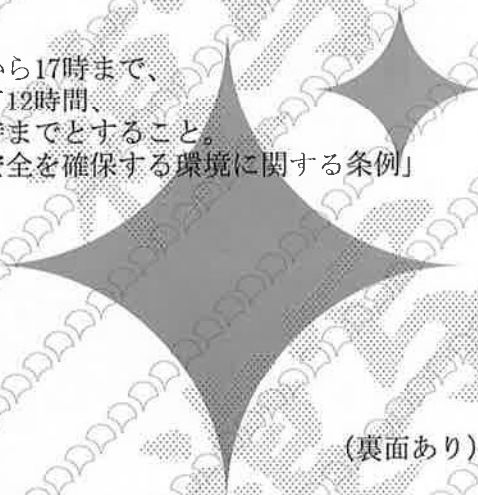
- (1) 2 (1) 施設における脱水の稼働時間は、原則として9時から17時まで、
- 2 (2) 施設における破碎・分離の稼働時間は、原則として12時間、
- 2 (3) 施設における作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
- (2) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 11月 30日 新規許可
令和 2年 11月 30日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
薬注固化	燃え殻	-----	2,067(m ³ /日)	昭和58年6月15日	-----	-----
	汚泥	-----				
	廃酸(泥状物に限る。)	-----				
	廃アルカリ(泥状物に限る。)	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
	鉱さい	-----				
薬注固化	がれき類(汚泥との混合物に限る。)	-----	360(m ³ /日)	平成17年9月1日	-----	-----
	ばいじん	-----				
	燃え殻	-----				
	汚泥	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
脱水	鉱さい	-----	-----	平成25年2月8日	産施第334号	平成24年11月28日
	汚泥	29.8(m ³ /日)				

(2) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
油水分離・生物処理(メタン発酵、活性汚泥処理)・中和・脱水・乾燥	系統1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	360(m ³ /日)	-----	平成2年4月1日	(脱水)産施第90213号	昭和63年10月6日
	系統2 汚泥	20(m ³ /日)				
	系統3 廃酸、廃アルカリ	20(m ³ /日)				
破碎・分離	廃プラスチック類(※1)	0.82(t/日)	-----	平成23年12月26日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)	10.8(t/日)				
	金属くず(※1)	3.28(t/日)				
破碎・分離	廃プラスチック類(※1)	1.52(t/日)	-----	平成23年12月26日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)	20.1(t/日)				
	金属くず(※1)	6.08(t/日)				
破碎・分離	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※1)	9.6(t/日)	-----	平成29年4月24日	-----	-----

※1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さを含む。ただしこれらの品目は単独処理能力に含まない。

(3) 施設所在地：東京都江戸川区篠崎町二丁目23番3号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎・圧縮梱包	廃プラスチック類	4.2(t/日)	4.2(t/日)	平成26年10月8日	-----	-----
	紙くず	3.2(t/日)				
	繊維くず	6.4(t/日)				
	木くず※2	4.3(t/日)				
	金属くず※2	3.9(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2	3.9(t/日)				
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	11.4(t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----
圧縮	金属くず	4.8(t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----

※2 圧縮梱包を含まない。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。